

#### ・意見の聴取、聴聞とは

点数制度による免許の取消し処分又は90日以上免許の停止処分に該当する場合は、公安委員会又は警察本部長の主催する「意見の聴取」（点数制度による場合）、「聴聞」（点数制度によらない場合）が行われます。

この「意見の聴取」とは、処分理由となった違反について、その事実の確認と有利な資料の提出・意見を述べるができるものです。

あくまで「違反をした者（処分対象者）」に行政処分を決定するために行われるもので、論争をする場ではありませんので、「違反してません！」や「あの取締りは違法だ！」などを言っても始まりません。

自分の違反を認め、それについてのやむを得ない事情や反省を述べたり、自分にとって有利になる資料（警察からの感謝状やゴールド免許など）を提出したりして、情状酌量してもらう場です。

※減免にならない場合ももちろんありますので、過剰な期待はできません。

処分対象者が当日出席しない場合は、減免なく、点数どおりの処分がされることとなります。

代理人が出席する場合も同様です。

できる限り本人が出席して、反省や意見を述べることをオススメします。

この意見の聴取制度により、点数上の処分内容に比べ実際の処分が緩和される可能性があります。

ある一定の違反以下であれば、取消し処分が免停処分に緩和されることもあり得ます。

つまり、点数上では免許取消しに該当してしまっても違反内容や過去の違反履歴などにより、取消し処分が確実な場合と反対に点数が大幅に超過していても違反内容如何により免停処分に緩和されることがあるということです。

しかし、酒気帯び運転や無免許運転（免停期間中の運転も含む）、無資格運転の場合は、違反行為と分かった上での違反であるという事で、減免はあり得ないようです。

この「意見の聴取」によって運転免許停止で済むか、やっぱり運転免許取消処分になってしまうかが決定されます。